

東洋宣教会・北米ホーリネス教団
憲 法
(1 9 9 8 年 改 正)

第一条、名称

本教団の名称は、「東洋宣教会・北米ホーリネス教団」とする。以下、本教団と言う。

第二条、目的

本教団の目的は、イエス・キリストの福音を、聖書に記されているように宣教し、信徒を訓育、教導することである。

第三条、信仰告白

われらは信じる。

A . 神

神は、永遠に父と子と聖霊の三つの位格において実在する。この三位の神は唯一の神であり、聖性、属性、完全において全く同一である。

1 . 父なる神

全能の父なる神は、創造者、保持者、宇宙の支配者にして、その本質は霊であり、属性は聖であり、性格は愛であられる。

2 . 子なる神、イエス・キリスト

永遠の御子イエス・キリストは、聖霊によって宿り、処女マリアより生まれ、かくして一人格の中に真の神性と人性を有し、神と人との間の唯一の仲保者である。彼は、救いを完成するために完全に義を成し遂げ、罪なき生涯を送り、神の正義を充足し、世の罪のために自らを代償的犠牲として捧げられた。彼は、ポンテオ・ピラトのもとに十字架につけられ、死んで葬られ、三日目に死人の中より肉体において復活され、天に昇り、そこで栄光の状態において、信徒のために執り成しておられる。彼は再び個人的に見える姿において義をもって世界を裁き御国を樹立するためにおいでになる。

3 . 聖霊なる神

聖霊は、神の第三位であられる。聖霊のお働きは、神のことばを通してキリストを啓示し、信者の新生と聖化において救いを全うし、偉大な任命を全うさせるために教会を導き、力づけ、罪と義と審判とについて世の人の目を開くことである。

B . 聖書

神のことばであり、旧約と新約聖書よりなる聖書は、神の靈感を受けた啓示である。それは信仰とその実践において最高にして最終的権威である。

C . 人間

人間は神の像（かたち）に創造されたが、神に背き、その結果、神からの分離である死を招いた。人間は、神の恵みにより、キリストとその贖罪を信じる信仰により、また聖霊の働きによってのみ霊的死の状態より救われる。信者の霊的成長と成熟は、神の御霊と、信者の側の意識的な献身の行為によって始められ、聖霊の内住によって生じるのである。

D . 教会

教会は、キリストを信じる信仰によって生まれ変わり、教会の頭（かしら）であるキリストのもとに、一つの体として結び合わされたすべての者によって成り立っている。教会は、神を礼拝し、福音を宣べ伝え、正式に任命された教職によって洗礼と聖餐を執行し、信者を監督し育成するために招集されている。

第四条、組織

本教団は、教職者、及び信徒会員によって組織される。

A . 現職聖職者

現職聖職者は、第3条に規定された健全な教理、及び信仰を保持する者であり、新生、及び聖化の確かな経験を持つ者でなければならない。すべての教職者は正教師会の承認を得たものでなければならない。本教団の教職者は、以下の者である。

1 . 正教師（按手礼を受けた教職者）

本教団の教職として2年以上奉仕した者であり、按手礼諮問委員会の試験に合格して按手礼を受けた者。

2 . 一教会を牧会している按手礼候補者

按手礼を受けるため以下の必要条件を満たしつつある者。

（a）候補者は正規の公認神学校、または、本教団によって承認された神学校卒業業者であること。但しこの資格は特別の場合、正教師会の承認により除外され得るものとする。

（b）候補者は、彼の所属教会の牧師、神学校、及び、本教団の一牧師によって推薦された者でなければならない。

3 . 学生牧師

牧会伝道、及び、それに関係のある働きのために準備中の者で、一教会において主管牧師の指導のもとに、あるいは正規の牧師不在の教会で奉仕すべく任命された者。

4 . 一教会を暫定的に牧会する信徒伝道者

円熟した信徒会員であって、正規の牧師不在の場合、牧師として奉仕するよう任命を受けた者。

B. 引退教職者

本教団において正教師として奉仕し、現職より引退した者。引退教職者は、

1. 正教師会の一員としてとどまる。
2. ペンション基金の一員として、引退にあたり基金からペンションを受ける事ができる。
3. 引退教職者は引退直前に奉仕した教会の管理運営から、少なくとも1年は退かなければならない。しかし、教団によって特別に定められた働きと期間のため任命を受けた場合、任命に伴う管理責任を負うことができる。(1993年改正)
4. 引退教職者は教団総会に投票権を持つ代議員として参加できる。(1995年改正)
5. 引退教職者が教団総会に出席するための旅費ならびに宿泊費は、教団が負担する。教団総会が開催される教会は、引退教職者の宿泊について責任を負う。(1995年追加)

C. 信徒会員

本教団の一教会に会員として、正式に受け入れられた者である。信徒会員は第3条に述べられている信仰を保持、新生を経験し、受洗した者でなければならない。

第五条、政治

本教団は、教会政治に代議員制を採用し、総会を最高行政機関とする。

第一項、総会

A. 組織

教団総会は、第4条に規定された教職者、及び各教会各部の正式に招集された総会において選出された信徒代議員(会員1名から50名毎に1名)によって組織される。各教会各部ともに、教職者に1票、各代議員に1票ずつの投票権を持つものとする。

B. 議事会

教団総会は、毎年開催され、その会期中に次期総会の開催場所、及び日時が決定される。

C. 臨時総会

緊急を要する重要問題が生じた場合、常務委員会は臨時総会を招集することができる。但し、その場合、臨時総会招集の目的、緊急問題についての説明を各教会に送付しなければならない。これは各教会に議案につき協議し、代議員を選出する機会を与えるためである。教団総会を規定する法規は、臨時総会にも適用され

る。

D．総会成立定員数

教職者、及び信徒代議員の三分の二以上の出席をもって総会成立定員数とする。

E．会議事項

会議事項は、以下の諸項よりなる。

- 1．各教会、または常務委員会より提出される提案審議。この場合、提案の討議のため各教会に通達される必要上、5月1日までに常務書記宛てに提出されなければならない。
- 2．教団諸役員の選出
- 3．常務委員会が、教団総会への提出を必要と認めるその他の事項。

F．票決

第9条に規定してある憲法改正を除くすべての議事の票決は、教団総会の三分の二以上の多数決によって議決されるものとする。

G．総会議長

常務委員会議長が、教団総会議長を務める。議長は、議事進行に必要とみなされる他の役員を指名する。

第二項、常務委員会

総会は、教団総会の決議を執行する職務をもつ常務委員会を選出する。また、常務委員会は、教団の評議委員会でもあり、年度始めの会合において法人役員を任命する。

A．組織

常務委員会は、議長、及び10名の委員によって構成される。

B．選挙

- 1．議長は、教団総会によって選出される。
- 2．10名の委員は、教団総会によって選挙され、教職者5名、信徒会員5名を日英各部が均等に代表されるよう選ぶ。但し、この割合は事情がそれを許さない場合、教団総会の承認を得て、除外されるものとする。
- 3．指名委員会は、教団総会に先立つ1月までの常務委員会によって任命される3名の教職者と3名の信徒会員から構成される。指名委員会は5月に開かれる常務委員会に、承認を受けるため、指名結果を報告しなければならない。指名結果は教団総会の議場で承認を受けなければならない。任命は一年毎に

行われる。

- 4 . 議長は2年間の任期で選ばれ、継続して二期（4年間）以上、勤めることは出来ない。但し常務委員として常務委員会に留まることは出来る。
（1996年改正）
- 5 . 委員は2年間の任期で選ばれ、継続して二期、もしくは4年間、勤めることが出来る。その後、少なくとも1年は、常務委員を退かなければならない。
- 6 . 委員は、毎年5名ずつ改選される。
- 7 . 常務委員会は、委員に欠員が生じた場合、補充のために委員を任命する権限をもつ。

C . 常務委員会議長の職責

- 1 . 教団総会の議長を務める。
- 2 . 教団を公式に代表する。
- 3 . 常務委員会の議長を務める。

D . 委員会

常務委員会は、少なくとも年に2回開催される。

E . 常務委員会成立定員数

常務委員会は、9名の委員によって成立する。

F . 各委員会

- 1 . 常務委員会は、その委員の中から各委員会の長を選出する。
- 2 . 各委員会は、委員長、及び、最低4名の委員によって組織される。各委員会は次の通りである。
 - (a) 財務委員会
 - (b) 教職任命委員会
 - (c) 福祉委員会
 - (d) 世界宣教委員会
 - (e) 教育・出版委員会
 - (f) 伝道委員会
 - (g) 調査・法規・教理委員会
 - (h) ペンション委員会
 - (i) 教会開拓委員会
 - (j) ビジョン総合力研究委員会
- 3 . 常務委員会は、委員会のすべての委員を任命するものとする。
- 4 . 各委員会の委員の任期は、1年とする。

5 . 各委員会の職責は、以下の通りである。

(a) 財務委員会

- (1) 教団会計のすべての財務をつかさどる。
- (2) 年度予算を作成する。
- (3) 各教会の要請に基づき、必要を検討し、適切な処置をとる。
- (4) 教団教職者に対する適当にして公平な給与を研究し、かつ推奨する。

(b) 教職任命委員会

- (1) 十分な考慮を払った後、常務委員会と教団総会の承認を得て、各教会へ教職者を任命する。
- (2) 教職者の任命、転任に先立って、該当する教職者、及び教会との折衝に当たる。

(c) 福祉委員会

- (1) 教職者の必要に関して、教団内の諸計画を検討し、推進する。
- (2) 教団の高齢教職者及び信徒会員の福祉プログラムの研究促進を計る。

(d) 世界宣教委員会

- (1) 海外宣教への関心を高める。
- (2) 海外宣教地の調査、及び有望な地域への、その必要に応じた援助を押し進める。
- (3) 海外宣教に関して、将来起こり得る一切の問題処理が委託されている。

(e) 教育・出版委員会

- (1) 各教会におけるキリスト教教育の発展と向上を計り、カリキュラムの標準化、またサンデー・スクール教師の訓練を押し進める。
- (2) 教団のすべての出版物の編集者に対し、顧問の役割を果たし、また文書の評価、普及に務める。
- (3) キリスト教教育に携わる教団人事に関して、すべての事柄を評価し、適切な勧告をする。

(f) 伝道委員会

- (1) 教団各教会における伝道、更に、教団レベルでの伝道の推進を

計る。

(g) 調査、法規、教理委員会

- (1) 教団の教理、及び法規を検討し、宣布徹底を計る。
- (2) 教理、及び法規の改正委員会を務める。

(h) ペンション委員会

- (1) ペンション規約に準じ、ペンション基金の管理に当たる。
- (2) ペンション規約とその改正は、教団総会の承認を得て有効とされる。

(i) 教会開拓委員会

- (1) 教団内の既存の伝道所を調査し、必要な勧告をする。
- (2) 伝道所を開拓するため、その地域を調査し、または、既存の教会の移転を調査する。
- (3) 教団の教会が会員数において成長するために、適切な資料、または統計を収集することによって援助する。
- (4) 教団の各教会相互の福祉を促進する。

(j) ビジョン・総合力研究委員会

- (1) 常務委員会の承認のもとに教団主催の修養会、リトリートを計画する。
- (2) 継続的に霊的リニューアルを推進する。
- (3) 教団によって決議されたプロジェクト、または目標を達成するために、教団の人的資源を開発し、統合する。
- (4) 調査する働きのグループとして、他の委員会を援助する。もし求められるなら、その委員会のプロジェクト達成に協力する。

第三項、常務書記

A. 任命

常務書記は、教団の承認を得て、常務委員会によって任命される。但し、日英各部よりそれぞれ1名とする。

B. 地位

常務書記は、教団の有給職員である。

C．職務

- 1．常務書記は、常務委員会、及び教団総会の決議を遂行する務めを持つ。また教団の全体的福祉の推進を計り、更に教団と各教会との間の連絡を密にする。
- 2．常務書記は、常務委員会、及び各委員会の職責上の委員であって、投票権を持たない。

D．任期

常務書記は、常務委員会によって決定された任期を務めるものとする。

第四項、正教師会

正教師会は、本教団の按手礼を受けた教職者（正教師）によって組織する。正教師会の機能は、以下の通りである。

- 1．司法委員の選挙に際して、候補者指名委員会を務める。
- 2．按手礼諮問委員会を任命する。委員会は、英語部より2名、日本語部より2名の教職者によって構成され、必要に応じて任命される。
- 3．按手礼を受けた教職者で、本教団に加入を希望する者の諮問委員会の務めをする。更に、按手礼諮問委員会の承認のもと、かかる候補者を正式に就任させる。
- 4．常務委員会に対して諮問委員会の働きをなし、必要に応じて会合する。
- 5．正教師会は、常務委員会の議長がこれを司り、もし常務委員会議長が信徒である場合は、正教師会がその議長を選出する。

第五項、司法委員会

教団は、司法委員会を選出する。

A．組織

- 1．司法委員会は、5名の委員により構成される。その内訳は、3名の正教師、2名の信徒会員とし、教団総会において選出される。
- 2．この委員会の委員長は、司法委員会の委員によって選出される。
- 3．正教師会が指名委員会を務め、総会の議場においても候補者を指名する。

B．資格

委員は、15年以上本教団の会員であり、また40歳以上の者でなければならない。常務委員は同時に司法委員となることはできない。

C．任期

任期は、2年目の教団総会の終了時までとし、3期以上の継続、あるいは、合計6年以上の選出は認められない。その後、少なくとも1年役職を降りなくてはならない。

D．欠員

欠員が生じた場合は、常務委員会が次期教団総会まで、補欠者を任命しなければならない。総会は新しい委員を選出し前任者の残任期間を補欠させるものとする。

E．職務

- 1．教団総会の開会と共に招集され、総会終了時までその職務を遂行する。
- 2．委員の多数決によって随時招集することができる。
- 3．本教団の立法、行政、管理委員会、または委員、更に各教会、及びその教職者のいかなる決議、または行動についても、憲法に照らしてその合法性を審判する。
- 4．教団の行政部門、委員会、または5名の教団会員によって承認された書面によるいかなる要請、または訴えに対しても適切な行動をとる。
- 5．当委員会が関知する、いかなる憲法違反の事実をも審判する。
- 6．教職者の非行、信仰箇条と相反する教理の説教、あるいは非キリスト者的行動によって個人と教団全体の間を生じる、解決し難い不和についての訴えを取り上げ、合法的な司法手続きに沿って裁判する。
- 7．上記の範囲内における司法委員会のすべての判決は、最終的決定とする。

第六項、各個教会

各個教会は、教団の憲法、および規定の支配下にある。

A．執事会

各教会は、執事会を選出し、定期執事会を開くものとする。執事会は、教会の運営管理機関であり、正式に構成された総会で選出される。執事会は最低5名、あるいは必要に応じて増加された執事によって構成される。

B．執事の資格

- 1．執事は、最低2年間、忠実な会員であった者でなければならない。但し、新設教会の創立会員は2年の条件を満たさずとも執事を務めることができる。
- 2．執事は、正式に構成された総会において多数決で選出され、教職者の承認を得なければならない。
- 3．執事は、以下に記される、D．執事会の機能に規定されている執事会の職責、及び機能の遂行に適する者でなければならない。

C．執事会議長

- 1．執事会議長は、牧師もしくは、執事会の中で互選された者でなければならない。

D．執事会の機能

- 1．教会の財政をつかさどる。
- 2．教会の伝道方針を実践する。
- 3．教会員全般の福祉向上を計る。
- 4．教会執事会は、教職者任命の権限を持たない。但し、教職者の選択に関しては、任命委員会と合議する特権を持つものとする。

E．臨時執事会

必要に応じて牧師、または執事会議長によって、臨時執事会を開くことができる。両者とも不在の場合は、執事全員の合意によって開くことができる。

第六条、維持

本教団は、各教会員、及び教友の献金、または寄付金によって維持される。各教会は、その月別収入の中より、規定された割合額を教団本部に納入しなければならない。この割合額は、財務委員会によって規定され、常務委員会、及び教団総会によって承認されなければならない。この場合、収入とは、すべての月約、週約献金、定期礼拝献金、及びその他の献金を含む。ある種の収入は賦課の対象にはならない。これらは、教団標準財務ガイドラインに明記されている。

- A．財務委員会に申請することにより、この規定の除外例を設けられるものとする。
- B．各教会は、会員の霊的、肉体的誕生日献金を、教団会計に送付しなければならない。この基金は、教職者の必要のため当てられるものとする。
- C．財務委員会の勧告と教団総会の承認を経て、必要に応じてその他の特別献金を集めることができる。

第七条、聖礼典

本教団は、洗礼と聖餐の二つの礼典を信じる。また浸礼、及び滴礼をともに公式の様式とみなす。聖餐式は主の晩餐であるから、キリスト教信仰を持つ信者が、これにあずかることができる。但し、正教師のみが、これら二つの礼典をつかさどることができる。

第八条、財産

- A．本教団に属するすべての財産は、本教団法人名のもとに保管される。
- B．各教会は、その動産、不動産を所有するため、法人組織とし、理事会を選出組織し、法人役員を任命しなければならない。
- C．教会解散、及び会員間に解決不可能な分裂が生じた場合、その財産は教団の管理下に置かれるものとする。

第九条、憲法改正

本教団憲法にたいするすべての改正は、教団総会の決議によらなければならない。憲法改正の必要が生じた場合、教団総会は委員会を任命する。委員会は改正法案を作成し、各教会に討議のため送付する。次期教団総会、または臨時総会において、改正法案に関する各教会の決議が算定され、それに基づいて最終決定の採決がなされる。

- A . 憲法改正提案は、各教会総会における四分之三の多数決を得なければならない。
- B . 最終決定は、教団総会、または臨時総会における出席代議員の四分之三の多数決によるものとする。